

要 望 書

全国市議会議長会は、社会文教施策について別紙のとおり
議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、
特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成18年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 国 松 誠
(藤沢市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委員長 立 脇 通 也
(松江市議会議長)

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 . 文教施策について | 1 |
| 2 . 国民健康保険制度等について | 4 |
| 3 . 介護保険制度について | 6 |
| 4 . 少子化対策等について | 9 |
| 5 . 地域医療保健施策について | 12 |
| 6 . 社会福祉施策について | 15 |
| 7 . 雇用対策について | 17 |
| 8 . 生活環境施策について | 18 |

1 . 文教施策について

我が国の社会の発展を支える教育は、「国家百年の計」として、国政上の最重要課題に位置付けられ、教育再生会議等において活発な議論が展開されているが、子どもたちの学力低下やいじめ、必修科目の履修漏れなど、深刻な問題が顕在化している。

各自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など、様々な施策を展開しているが、地域の創意工夫により、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 生徒指導の充実について

いじめ、不登校、校内暴力等の問題行動が深刻化していることから、問題を抱える児童生徒への自立支援策及び学校における教育相談体制の一層の充実を図ること。

2．教職員人事権の移譲について

公立小中学校の教職員人事権を中核市をはじめとする自治体に移譲すること。

また、人事権の移譲に当たっては、人材不足に陥ってしまうことのないよう、広域で一定水準の人材が確保される仕組みを構築すること。

3．教育委員会制度について

教育委員会制度については、地方自治体の判断により、設置の有無を選択できる制度とすること。

4．公立学校施設の耐震化等について

公立学校施設については、地震等の非常災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、公立学校施設の耐震化を早急に図るとともに、万全の財源措置を講ずること。

5．学校の安全対策の推進について

学校への不審者の侵入や通学路における事件等が大きな社会問題となっていることから、子どもの安全を守るための各種取り組みに対する財政措置の拡充を図ること。

6．特別支援教育について

特別支援教育の実施に当たっては、必要な教職員定数を確保するとともに、学校のバリアフリー化等施設整備の推進を図ること。

7．文化財について

埋蔵文化財の保管や史跡の保存整備に係る財政措置を拡充すること。

8．奨学金について

意欲と能力のある者が確実に教育を受けることができるよう、奨学金制度を充実すること。

２．国民健康保険制度等について

国民健康保険は、高齢者や低所得者を被保険者として多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加に加え、昨今の厳しい経済状況による収納率の低下等により、国保財政は憂慮すべき状況にある。

一方、政府においては、新たな高齢者医療制度の創設や、高齢者の負担増などの医療制度改革を進めているが、国保財政の厳しい現状を打開するためには、制度の抜本的な見直しが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

１．医療保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度を確立するため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- (2) 「後期高齢者医療広域連合」の設立・運営に要する経費に対しては、十分な財政措置を講ずるとともに、国・都道府県の財政責任を確実に果たすこと。

(3) 療養病床の再編成に当たっては、自治体の実情を考慮し、国の施策として老人保健施設等の受け皿整備に必要な支援措置を講ずること。

2 . 財政基盤強化等について

(1) 国保の財政基盤を強化するため、保険基盤安定制度、高額医療費共同事業等の財政措置の強化を図ること。

(2) 市町村国保に義務づけられる健診・保健指導や、被保険者証の個人カード化など、増大する事務負担に対して十分な財政措置を講ずること。

(3) 普通調整交付金における保険料収納割合による減額措置を撤廃すること。

3 . 被用者保険の資格得喪情報について

被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険者への通報制度を確立するとともに、市町村からの照会に対して情報提供がなされるよう指導すること。

3 . 介護保険制度について

介護保険制度は、平成12年4月の制度発足以降、老後における介護の不安に応える社会システムとして定着してきたが、高齢化の進展や利用者の急増等により給付費が増大し、様々な課題が生じている。

このため、持続可能な制度への再構築に向け、平成17年6月に制度改正がなされたところであるが、保険者である市町村は厳しい財政運営を強いられ、今後の高齢社会に対応できる制度とするためには、実態に即した更なる見直しと、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 介護サービス基盤整備について

特別養護老人ホーム等の施設整備、介護サービスを担う人材の確保・養成等の基盤整備に対する財政措置の拡充を図ること。

2 . 財政措置について

(1) 介護給付費負担金における調整交付金については、

別枠として措置すること。

(2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。

3 . 介護予防について

新予防給付及び地域支援事業に係る経費については、保険者や被保険者への負担転嫁とならないよう、適切な財政措置を講ずること。

4 . 低所得者対策について

国が実施している保険料及び利用料の軽減策が不十分であることから、国の責任において、財政措置を含めた低所得者対策の更なる充実を図ること。

5 . 保険給付について

サービス内容、介護費用の適正化を積極的に推進するため、適正化特別対策事業に対する財政措置の拡充を図ること。

6 . その他

(1) 被保険者の範囲の拡大及び障害者施策との統合の検討に当たっては、保険者である市町村の意見を十分尊重すること。

(2) 制度改革に伴う電算システムの改修経費等に対し、
十分な財政措置を講ずること。

4 . 少子化対策等について

平成17年においては、出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来した。

合計特殊出生率は1.25と、5年連続で過去最低を更新し、我が国の少子化傾向は深刻さを増している。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 児童福祉等について

- (1) 各自治体が策定した「次世代育成支援行動計画」が着実に遂行できるよう、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 待機児童の解消及び延長・休日保育、一時保育等多様な保育サービスの提供を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を充実するため、財政措置の拡充を図ること。

- (4) 乳幼児医療費の無料化制度を創設すること。
- (5) 出産育児一時金の更なる拡充を図るとともに、支払い手続きの改善を各保険者に義務づけること。
- (6) 育児・介護休業給付の給付率を引き上げるとともに制度の更なる拡充を図ること。
- (7) 子育て世帯に対する税制上の支援制度の充実を図ること。
- (8) 児童手当制度については、乳幼児加算を創設するなど、国の責任において更なる拡充を図ること。
- (9) 児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大するとともに、母子家庭等自立支援対策の充実を図ること。
- (10) 妊婦健康診査に要する費用に対する負担軽減措置を講ずるとともに、不妊治療に対する助成制度を拡充すること。
- (11) 子育て世帯に対する住宅支援を行うとともに、企業における仕事と育児の両立支援及び働き方の見直しを進めるための国民的運動を推進すること。

2 . 認定こども園等について

- (1) 認定こども園が、利用者の視点に立ち、親の就労の有無にかかわらず教育・保育等が実施できるよう、

運営費、施設整備費等に対する財政措置の充実を図ること。

- (2) 認定こども園の地域における子育て支援事業が、適切に行われるよう所要の財政措置を講ずること。
- (3) 幼稚園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園時の保護者負担の軽減や幼稚園就園奨励事業に対する財政措置の拡充を図ること。

3 . 児童相談体制について

改正児童福祉法により、市町村の業務として明記された児童家庭相談については、職員配置基準等が明確にされていないことから、市町村間の取り組み格差を解消するため、具体的な指針等を示すとともに、所要の財政措置を講ずること。

5 . 地域医療保健施策について

急速な高齢化の進展や医療ニーズの多様化、医師不足・偏在の問題の深刻化など、地域医療保健をとりまく環境は大きく変化しており、良質かつ適切なサービスの提供体制の整備が喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地域医療について

- (1) 地域の医師不足・偏在を解消するため、病院・診療所の管理者となる要件に、へき地医療や周産期医療等への従事経験を付加するとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずること。
- (2) 医師不足が深刻な小児科・産科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図ること。
- (3) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、医師確保関係予算の所要額を確保すること。

- (4) 産科等において訴訟が多いことが医師偏在の一因となっていることから、医師に過失がなくても障害を負った患者側に補償がなされる「無過失補償制度」を創設すること。
- (5) 看護師の不足・偏在を解消するため、診療報酬上の評価を含めた看護師確保のための抜本的な対策を講ずること。
- (6) 自治体病院に係る地方交付税措置の充実強化を図ること。
また、病院事業債の所要額を確保するとともに、高金利時代に借り入れた病院事業債の負担軽減措置を講ずること。
- (7) 災害発生時の防災拠点施設となる災害拠点病院等の耐震化事業に対する財政措置の拡充を図ること。
- (8) 非課税とされている医療に係る消費税については、実質病院負担とならないよう早急に対策を講ずること。

2 . 感染症対策について

新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備を推進すること。

3．食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進し、ゆるぎない食品安全体制を確立すること。

4．水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道施設の耐震化、更新・改良事業等に対する財政措置の充実を図ること。

6 . 社会福祉施策について

高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者福祉や生活保護施策、年金制度の充実が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 障害者福祉について

(1) 障害者自立支援法による障害者保健福祉の実施については、障害者の特性に合わせたサービスが適切に利用できるよう施策の充実を図ること。

また、利用者負担減免制度の導入等により、きめ細かな低所得者対策を講ずること。

(2) 障害者福祉サービスの基盤整備事業に対して十分な財政措置を講ずること。

2 . 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国の責任を後退させることなく、現行の国庫負担率を堅持するとともに、級地区分については、地域の実情に即して設定すること。

3 . 年金制度について

- (1) 基礎年金に対する国庫負担率 2 分の 1 への引き上げを確実に実施すること。
- (2) 国民皆年金の観点から未加入・未納者を解消するため、公的年金の広報等、普及活動の一層の強化を図ること。

7 . 雇用対策について

我が国の雇用環境については、総務省が発表した本年9月の労働力調査によると完全失業者は280万人、完全失業率は4.2%と、改善の兆しは見られるものの依然として厳しい状況にあり、雇用対策の充実が求められる。

また、若年層の雇用情勢は依然として深刻な状況にあり、近年、不安定な雇用や失業、無業という厳しい状況にある若者が増加し、社会問題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地域雇用対策について

地域住民の雇用と豊かな暮らしを確保するため、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地域における雇用安定・創出の取り組みに対する支援を充実すること。

2 . 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

8 . 生活環境施策について

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動によって生ずる大気、水、土壌などへの環境負荷が増大している。

各自治体においては、環境保全対策、循環型社会への転換を図るための廃棄物処理施設の整備、リサイクル及び廃棄物の減量化等、一層の生活環境施設の整備促進が求められている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地球温暖化対策について

「京都議定書」の目標達成に向け、効果的な温室効果ガス削減・排出抑制策を講ずること。

2 . 廃棄物処理対策等について

(1)循環型社会の基盤整備を推進するため、廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置の拡充を図ること。

- (2) 廃棄物の不法投棄については、「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づき実効ある施策を展開するとともに、廃棄物処理法と各種リサイクル関連法の整備により、不適正処理の防止対策を講ずること。
- (3) 産業廃棄物処理施設等による環境汚染等の深刻な事態が発生している自治体もあることから、処理場の立地規制、処理場閉鎖後の安全管理、情報公開など安全で環境に影響を及ぼさない制度を確立すること。
また、排出者責任の原則を強化し、処理コスト・処理責任の実効性を確保すること。
- (4) 海岸に漂着したいわゆる「漂着ごみ」の処理に取り組む市町村に対し、財政支援措置を講ずること。

3 . 容器包装リサイクル法について

- (1) 不法投棄の防止、回収率の向上のため、デポジット制度を導入するとともに、市町村が行う分別収集等の経費に対して適切な財政措置を講ずること。
- (2) 循環型社会形成推進基本法の基本原則に則り、リターナブル容器等の普及拡大など、減量効果の高い施策を積極的に推進すること。

4．家電リサイクル法について

- (1) リサイクル料金の後払い制が不法投棄の要因となっていることから、販売時における前払い制とするとともに、前払い料金の管理システムを構築すること。
- (2) 地方自治体が収集した不法投棄家電製品のリサイクル費用については、拡大生産者責任の考え方に則り、製造業者の負担とすること。

5．アスベスト対策について

- (1) 学校、医療などの公共施設におけるアスベスト対策を推進するとともに、所要の財政措置を講ずること。
- (2) アスベストの使用実態調査を継続し、適切に情報提供を行うとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。
- (3) 建築物の老朽化等により、今後、アスベスト廃棄物が大量発生することが予測されることから、無害化処理を促進するとともに、不適正処理対策を強化すること。